

医薬監麻発 1004 第 3 号
令和 6 年 10 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

医 薬 局
監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）が令和 6 年 12 月 12 日から施行されることに伴い、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 6 年政令第 283 号）第 2 条の規定による改正後の麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）第 2 条において、同条各号に掲げる物の区分に応じて、濫用による保健衛生上の危害が発生しない Δ 9-THC の量（①油脂（常温において液体であるものに限る。）及び粉末にあつては百万分中十分の量、②水溶液にあつては一億分中十分の量、③①及び②に掲げる物以外のものにあつては百万分中一分の量）を新たに定めることとなったことから、その解釈等の考え方を下記のとおり示すこととしたので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 用語の解釈

（1）「油脂」

油脂とは、グリセリンと脂肪酸が結合した化合物を 90%以上含むものをいう。
なお、当該百分率にあつては、一の位を四捨五入すること。

（2）「常温」

常温とは、日本薬局方の常温（15～25℃）をいう。

（3）「液体」

液体とは、流動的で一定の形状を持たないものをいう。

（4）「粉末」

粉末とは、日本薬局方における粗末以下の粒度のものをいう。

（5）「水溶液」

水溶液とは、水に物質を溶解させた液又は分散させた液をいう。ただし、粘度が 100mPa・s 未満で、かつグリセリンと脂肪酸が結合した化合物の含有率が 10.0%未満

のものに限る。また、当該粘度にあつては一の位、当該グリセリンと脂肪酸が結合した化合物の含有率にあつては小数点第一位を四捨五入すること。

2 具体的な製品例

上記の用語の解釈に基づき、各区分の製品例を下記のとおり示す。これらは、製品例を想起できるよう一般的な例を示すものであり、具体的な製品がどの区分に該当するかについては、当該製品の形状、成分等に基づき、個別に判断されるものである。

(1) 油脂（常温で液体であるものに限る。）及び粉末

- ・植物油（例：CBD オイル、ヘンプシードオイル、化粧オイル等）
- ・粉末類（例：CBD パウダー、プロテイン等）

(2) 水溶液

- ・アルコール水溶液を含む水溶液（例：清涼飲料水、アルコール飲料、化粧水等）
- ・コロイド溶液（例：牛乳、植物性の飲料等）

(3) その他

油脂（常温で液体であるものに限る。）、粉末又は水溶液に該当しない全ての製品が、その他に該当する。

- ・固形物全般（例：菓子類、錠剤、バター等）
- ・グリセリンと脂肪酸が結合した化合物、水を含まない有機溶媒製品（例：電子タバコ等）
- ・粘性が高い、若しくはグリセリンと脂肪酸が結合した化合物の含有率が高い、又はその両方の水との混合物（例：シャンプー、リンス、乳液、クリーム、マヨネーズ、バーム、ドレッシング等）
- ・ゲル状でグリセリンと脂肪酸が結合した化合物を含まない半固形物（例：ゼリー等）

3 留意事項

全ての製品は、常温における状態で区分を判断する。例えば、氷菓のように、凍結された状態で販売されている製品であっても、常温において液体となるものは、液体となった状態で、区分を判断する。

また、製品全体が混和せず、容易に分離できるものについては、分離したもので区分を判断する。例えば、カプセルのように、粉末や液体を被膜内に充填させたもの等は、その内容物で判断する。同様に、例えば、シート化粧品のように、液体を浸潤させたもの等は、その液体で判断する。

以 上